

公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領

平成20年4月1日

公立大学法人福井県立大学要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）における契約事務の厳正な執行を確保するため、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱要領に規定する一般競争入札参加者の資格を有する者およびその他のもの（以下「有資格業者」という。）の指名停止について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人（共同企業体の構成員である個人を含む。以下同じ。）または有資格業者である法人（共同企業体の構成員である法人を含む。以下同じ。）の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）、またはその支店もしくは営業所を代表する者で前号に規定する者以外のものをいう。
- (3) 使用人 有資格業者である個人または法人の使用人で前号に規定する者以外の者をいう。
- (4) 役員等 代表役員等および一般役員等をいう。
- (5) 競争入札妨害 刑法第96条の3第1項に規定する公の競売または入札の公正を害すべき行為をいう。
- (6) 談合 刑法第96条の3第2項に規定する談合をいう。

(指名停止の措置)

第3条 理事長は、有資格業者が別表第1および別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等委員会の審議を経て、指名停止等を行うものとする。

- 2 有資格業者が、福井県から指名停止等の措置を受けた場合は、この措置を本学にも適用するものとする。

(下請負人および共同企業体に関する指名停止)

第4条 理事長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 理事長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、

当該共同企業体の有資格業者である構成人（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 理事長は、第3条第1項または前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成人に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期および長期とする。

- 2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍の期間とする。

(1)別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中または当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第1号、第3号または第4号の措置要件に係る指名停止の期間中または当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2第1号、第3号または第4号の措置要件に該当することとなったとき（前項に掲げる場合を除く。）。)

- 3 理事長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項および第6条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 理事長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため別表各号および第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

- 5 理事長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項および第6条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第4号に該当し、かつ当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 理事長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 理事長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間の短期を次の各号に定める期間とする。

- (1)本学が発注する契約に関し、談合情報を得た場合、または本学の職員が談合が

あると疑うに足りる事実を得た場合で、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号または第4号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍の期間

- (2)別表第2第3号または第4号に該当する有資格業者（役員等または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令もしくは審決または競売等妨害もしくは談合に係る判決において、当該独占禁止法違反または競売もしくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍の期間
- (3)別表第2第3号または第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍の期間
- (4)入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号または第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間に1か月を加算した期間
- (5)本学の職員が、競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号または第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間に1か月を加算した期間
- (6)別表第2第3号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合、短縮後の期間が別表第2第3号に規定する期間の短縮より短いときは、第5条第3項の規定によるものとする。

（指名停止の通知および公表）

- 第7条 理事長は、第3条第1項もしくは第4条各号の規定により指名停止を行い、第5条第5項により指名停止の期間を変更し、または同条第6項の規定による指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、理事長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本学の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。
 - 3 理事長は、第1項に基づく措置をした場合は本学ホームページ上で公表するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第8条 経理責任者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 経理責任者は、指名停止の期間中の有資格業者が本学発注の契約を下請けし、または受託することを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 理事長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

(経営不振に対する措置)

第11条 理事長は、別表各号に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥ったと認めるときなど、契約するのにふさわしくないと認められるときは、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名除外」という。）とすることができる。

- 2 理事長は、前項により指名除外としたときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により指名除外とした有資格業者について、指名除外とする理由がなくなると認められるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとし、指名除外の解除をしたときは当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 4 前項の通知は、理事長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、省略することができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	停止期間
(虚偽記載) 1 本学発注の契約に係る競争入札に関し、入札参加資格審査（確認）申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑に行ったと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(契約違反) 3 本学発注の契約の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

<p>4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故等)</p> <p>5 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
---	-----------------------------

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

<p>(贈賄)</p> <p>1 役員等または使用人が、本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(暴力団関係者)</p> <p>2 有資格業者について、次のアからウのいずれかに該当するものとして本学の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 役員等または有資格業者の経営に事実上参加している者が計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織（以下、この号において「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下、この号において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 役員等が不正の利益を図る等の目的により、暴力団または暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき、または、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本学発注の契約に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。(第4号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から3か月以上18か月以内</p> <p>刑事告発、逮捕または公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
--	--

<p>4 本学発注の契約に関し、次のアまたはイに掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>ア 独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（役員等または使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 役員等または使用人が競争入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（建設業法違反等行為）</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、本学の工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。（軽微なものを除く。）</p> <p>（不正または不誠実な行為）</p> <p>6 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、本学の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>7 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、本学の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
---	--